

令和2年度うるま市委託事業
経営多角化支援事業
～飲食店・食品製造業向けサポート補助金～

公募要領

公募期間 : 令和2年9月14日(月)～9月28日(月)

相談・質問期間 : 令和2年9月14日(月)～9月18日(金)

書類提出締切 : 令和2年9月28日(月) ※17時必着

一般社団法人トロピカルテクノプラス

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎 12-75
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター内
TEL 098-982-1100 FAX 098-982-1101
E-mail:uruma-takakuka@ttc.co.jp

目次

1. 事業の概要	
(1) 目的	1
(2) 対象となる事業分野	1
(3) 実施内容	1
(4) 事業の流れ	2
2. 応募の流れ	
(1) 目的	3
(2) 申請に関する注意事項	3
(3) 応募の要件	3
(4) 補助率、補助額及び補助期間	4
(5) 補助対象費	4
(6) 公募・相談・提出締切	5
(7) 公募要領、申請様式ダウンロード	5
3. 選考について	
(1) 選考方法	6
(2) 選考基準	6
(3) 採否決定の通知	6
4. 事業の実施	
(1) 申請内容の公表	7
(2) 交付決定の取り消し	7
(3) 補助金の支払い	7
(4) 補助金の経理	7
(5) 事業期間の終了後	7

令和2年度 経営多角化支援事業 ～飲食店・食品製造業向けサポート補助金～

公募要領

1. 事業の概要

(1) 目的

一般社団法人トロピカルテクノプラス（以下「事務局」）はうるま市から委託を受け、「令和2年度経営多角化支援事業」を実施致します。

本事業では新型コロナウイルス感染症の発生・拡大に因る社会経済状況の変化に対応し、売上げや業績の向上を目指すうるま市内の飲食サービス業、食品製造業者の新たなうるま市産品の商品開発や販路開拓等の経営の多角化や高度化を支援致します。

(2) 対象となる事業分野

- ・ 飲食サービス業者
- ・ 食品製造業者

(3) 実施内容

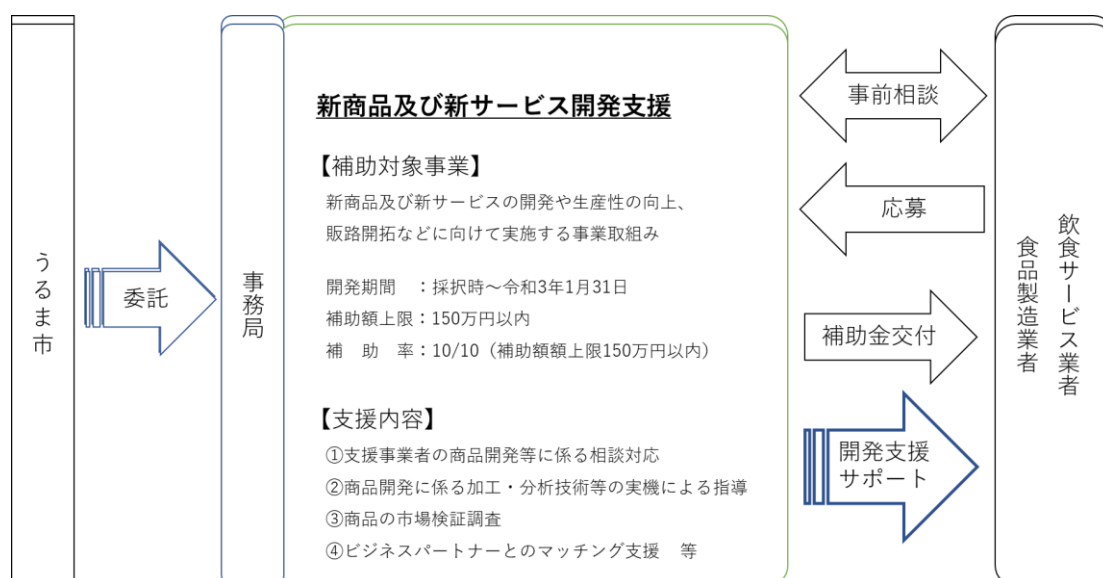


図 1. 多角化支援事業のスキーム

(4) 事業の流れ

- ① 事務局は、補助対象事業者を公募します。
- ② 補助を希望する事業者（申請者）は、申請前に事前相談を経て申請いただく必要があります。
- ③ 申請者は、事務局に補助金申請に係る申請書（申請書様式を要確認）を提出します。
※ 申請内容について必要に応じて事務局によるヒアリングを実施します。
- ④ 事務局は、選考委員会の結果を踏まえて採択または不採択を決定し、その結果を通知します。
- ⑤ 採択された事業者は、補助金交付決定後に補助の対象となる事業取組みを実施します。
- ⑥ 採択された事業者は、実施した事業の終了後は実績報告（成果報告）を行います。
- ⑦ 補助金の交付は、原則として⑥の実績報告に基づき精算払いにて行います。

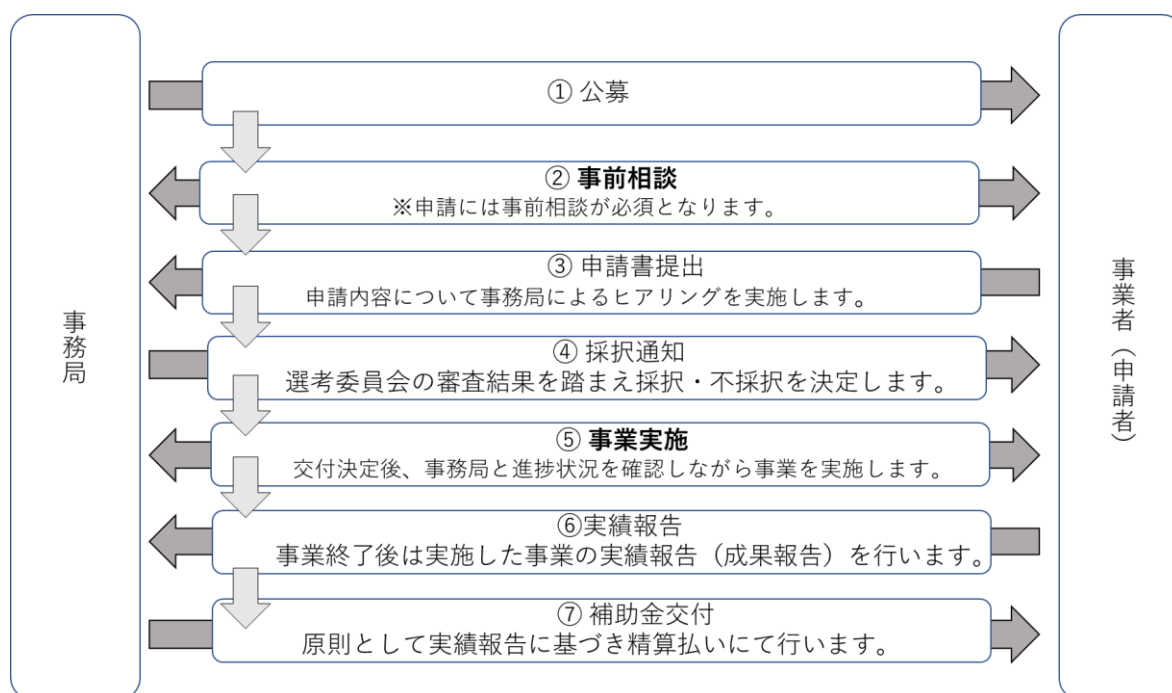


図2. 事業実施フロー

2. 応募の流れ

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大に因る社会経済状況の変化に対応し、売上げや業績の向上を目指すうるま市内に立地する企業に対し、新たなうるま市産品の商品開発や販路拡大に要する経費について、補助金を交付することで、経営の多角化や高度化を推進し、市内の企業等の振興を目指す。

(2) 申請に関する注意事項

- ② 本事業への応募は、1社1件とします。
- ② 同一事業者が同一の課題又は内容で、既に他の公的助成制度（委託事業を含む）による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は、選考の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。
- ③ 補助金交付額は、選考の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定されることがあります。

(3) 応募の要件

申請者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、選考の対象とならない場合があります。

- ① 飲食サービス業、食品製造業の分野において、経営の多角化を目的とした新製品、新サービス開発や高付加価値等に繋がる提案をするもの
- ② 令和2年4月1日時点において、うるま市内に飲食サービスを経営する事業者及び食品製造業者で、申請日時点において営業を継続しているもの
- ③ 補助対象事業の終了後もうるま市内で継続的な事業展開が見込めるもの
- ④ 国税、県税及び市税の滞納がないもの
- ⑤ 補助対象事業を的確に遂行するために必要な能力及び組織体制を有すること
- ⑥ 沖縄県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

(4) 補助率、補助額及び補助期間

- ① 補助率は事業費（補助対象経費）の 10/100 以内とします。
- ② 1 企業につき補助額の上限は、150 万円（税抜）以内とします
- ③ 補助期間は交付決定日から令和 3 年 1 月 31 日までとします。

(5) 補助対象経費

新商品及び新サービスの開発や販路開拓などに向けて実施する事業取組が対象です。

（例）

- ・ 既存メニューのレトルト化
- ・ 回復期に向けた新商品の開発
- ・ 新規販路の開拓（HP の作成等）

○補助対象の範囲

- | | |
|------------|---------------------------|
| ① 需用費 | （消耗品費、印刷製本費等） |
| ② 原材料費 | （試作に必要な食品原料等） |
| ③ 使用料及び賃借料 | （加工機器・分析機器の使用料、作業施設の使用料等） |
| ④ 報償費 | （事業を行うために必要な謝金等） |
| ⑤ 外注費 | （栄養成分表示用分析費、賞味期限設定用分析費等） |
| ⑥ 役務費 | （通信運搬費、手数料、広告宣伝費等） |
| ⑦ その他 | （事業活動に必要な移動費等） |

※うるま市補助金等交付規則に準じること。

※消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

※支援対象事業の実施目的以外で購入したものに関しては、補助対象外とします。

(6) 公募・相談・提出締切

公 募 期 間 : 令和2年9月14日(月)～9月28日(月)

相 談 期 間 : 令和2年9月14日(月)～9月18日(金)

- ・本補助金の申請には申請前相談の必要があります。
- ・相談の受付は下記のお問合せ先に相談期間中の9時から16時までに電話にてお問合せ下さい。

書類提出締切 : 令和2年9月28日(月) 17:00(必着)

- ・FAX 及び E-mail による提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ・申請書類は公募期間内に郵送(必着)するか持参して下さい。
 - ※ 郵送の場合・・・当日消印ではなく、締切時刻必着となりますので郵送での提出には十分に余裕をもってご提出して下さい。
 - ※ 持参する場合・・・事前に連絡の上、公募期間内の土曜・日曜・祝日を除く平日9時から17時の間にご提出下さい。
- ・提出された申請書の差し替えは受け付けません。

【申請書の提出及びお問合せ先】

一般社団法人トロピカルテクノプラス

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎 12-75
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター内

TEL 098-982-1100 FAX 098-982-1101

E-mail:uruma-takakuka@ttc.co.jp

(7) 公募要領、申請様式のダウンロード

公募要領、申請様式等は下記ホームページからダウンロードしてご利用下さい。(冊子での配布は行っておりません)

一般社団法人トロピカルテクノプラス

<http://ttp-okinawa.jp/news-event/news/post726/>



3. 選考について

(1) 選考方法

申請された事業内容は、事務局によるヒアリング及び事務局が設置する外部有識者等により構成する「選考委員会」において審議を行います。

事務局は、選考委員会の結果を踏まえ、補助対象事業者を採択します。

選考は非公開で行います。また、選考の経過に関する問い合わせには応じられませんので、ご了承下さい。

(2) 選考基準

以下の項目の現状や計画性内容について重点的に評価し、総合的な選考を行います。

評価項目	評価のポイント
Ⅰ. 事業の実現性の評価	1) 新型コロナウイルス影響下の社会情勢に対応できる新製品・新サービス内容となっているか。
	2) 新製品・新サービスの開発や販路開拓などに向けて実施する具体的な取組み（プロセス）となっているか。
	3) 新型コロナウイルス影響下の市場の求める消費者ニーズや製品の市場規模を適切に把握し、競合する商品や同業他社の動向を把握しているか
Ⅱ. 事業の計画性の評価	1) 事業の実施体制とプロジェクトスケジュールは具体的な成果が見込めるものとなっているか。
	2) 事業化に向けて原料調達、生産計画、流通、販路等について課題が整理されているか。
Ⅲ. うるま市に期待される波及効果	1) 本事業の成果により、地域経済回復や社会的意義などの波及効果が期待できるか。
	2) 本事業での取組みによってうるま市のブランド力向上や地域の発展に貢献が期待できるか。

(3) 採否決定の通知

採択・不採択については、事務局から申請者に通知します。

採択された事業者は事務局の指示により速やかに補助金交付申請書をご提出下さい。

採否結果の通知時期は、令和2年10月上旬を予定しています。

採否結果への異議は受けられませんので、ご了承下さい。

4. 事業の実施

補助金交付決定後の補助対象事業を開始にあたっては、以下の点に留意して下さい。

(1) 申請内容の公表

採択された事業については、申請者の企業名、テーマ名および事業の概要等を新聞、ホームページ等にて公表することがあります。

公表する内容については、事前に調整させていただきます。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いをおこなうことを原則としております。

(4) 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間保存する必要があります。

(5) 事業期間の終了後

①事業化状況報告書の提出

補助事業者は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を事務局に毎年提出する義務を負います。

②産業財産権等に関する届け出

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に産業財産権を出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、事務局にその旨の届出書を提出する必要があります。

③収益納付

補助事業者は、上記②の産業財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該補助事業に基づく

成果の他への供与による収益が生じたと認められるときは、当該補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を事務局に納付していただく場合があります。